

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月23日
照会部署名 適用徵収支援部厚年適用支援G
照会担当者 (一般職員) 鈴木 明子
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 小林

(案件)

(受付番号) No. 2010-414	報酬の範囲について
------------------------	-----------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

自家用車で通勤及び出張をする者に対して、ガソリン代、自家用車の原価償却及び自動車保険代の相当額として、業務外で使用した距離も含めて一律、総走行距離1kmあたり30円（事業所独自の方法で計算方法）を「車両燃料費」として支給する。

上記のような方法で、出張旅費及び通勤費を支給する場合、報酬の算定方法についてご教示願います。

「出張旅費の如き実費弁済的なもの」については報酬として含めない扱いをしているところですが、「実費弁済的なもの」とは、実際にかかった費用を清算する場合と考えられることから、事例の場合においては実費を確認することができないため「車両燃料費」すべてを報酬として含める扱いがよろしいでしょうか。

(回答)

事業所独自の計算方法で算出した一律の基準で支払われていることから、実費弁済的とは言えず、報酬として含めることが妥当と考える。

回答日 平成 22 年 5 月 11 日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 田畠 奈津子
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----